

掛川市告示第 36 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

令和 4 年 4 月 1 日

掛川市長 久 保 田 崇

1 委託先

名 称 西東石油株式会社

所在地 島田市金谷東一丁目 1235 番地の 1

2 委託した使用料

22 世紀の丘公園の使用料

3 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで